

「殿ダムモニタリング委員会」 規約

(趣 旨)

第1条 本規約は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」(平成14年7月24日付け国河環第32号国土交通省河川局長通知)に基づいて設置する、殿ダムモニタリング委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

(設 置)

第2条 委員会は、中国地方整備局長が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、殿ダムのモニタリング調査が実施される期間において、第7条に定める事項を審議し、中国地方整備局長に対して意見を述べ、もって殿ダムの適切な管理に資することを目的とする。

(委 員 会)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会は、その議事概要をホームページにて公表する。ただし、委員会で別途定める場合はこの限りでない。

(委員会の意見)

第6条 委員長は、委員の意見を取りまとめ、中国地方整備局長に対して委員会の意見を述べる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 モニタリング調査に関する事項
- 二 モニタリング調査結果の分析及び評価に関する事項

三 フォローアップ調査に向けての課題等に関する事項

四 その他委員会が必要と認める事項

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、中国地方整備局河川部河川計画課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成22年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の規約は、平成25年12月9日から施行する。

別表

「殿ダムモニタリング委員会」 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	所属	専門分野等
安藤 重敏	鳥取市立湖南学園中学校 校長	魚介類
清末 忠人	鳥取生物友の会 会長	鳥類・両生類・爬虫類・ 哺乳類・底生動物・植物
田中 昭彦	鳥取県生物学会 幹事	植物
福田 紀生	日本野鳥の会鳥取県支部 理事	鳥類
藤原 正	禰谷ホタルの会 元会長	昆虫類
道上 正規	鳥取環境大学 理事	河川工学
矢島 啓	鳥取大学 准教授	水質
吉田 勲	鳥取大学 名誉教授	水質